

審　查　基　準

令和2年3月23日作成

法　令　名	警備業法
根　拠　条　項	第23条第5項において準用する第22条第6項
処　分　の　概　要	合格証明書の再交付
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法　令　の　定　め	警備員等の検定等に関する規則第15条第3項、第4項、第5項 (合格証明書の再交付の申請)
審　查　基　準	
標準処理期間	14日
申　請　先	申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の担当窓口に提出してください。
問い合わせ先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）
備　考	